

町県民税・固定資産税・軽自動車税を 納付書または口座振替で納付されているみなさんへ 令和8年度から町税の納め方が変わります

町税とは、町県民税・固定資産税・軽自動車税をいいます。

国は、地方行政のデジタル化を推進するため、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を施行し、全国の自治体が利用する基幹業務システムは、国が示す標準仕様に適合したシステム(標準準拠システム)へ移行しなければならないことを義務付けました。これに伴い、町税の納付回数は、全国標準である「4期割徴収」(これまででは10期割徴収)に変更することとなりました。

現在、垂井町においても令和7年度末までに、標準準拠システムへの移行を進めています。



具体的には、何がどのように変わるのですか？

大きく3つの点が変わります。

- ① 納付月と納付回数が変わります。
- ② 納税通知書の発送時期が変わります。
- ③ 各月に支払う税金の額が変わります。

この変更により
年税額が
増えるわけでは
ありません!



① 納付月と納付回数が変わります

令和7年度まで

変更前		納付回数	納付月											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	町県民税(普徴)	10回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
	固定資産税	10回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
	軽自動車税	1回	全期											

令和8年度から

変更後		納付回数	納付月											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	町県民税(普徴)	4回			1期		2期						4期	
	固定資産税	4回	1期			2期					3期		4期	
	軽自動車税	1回		全期										

Point



- 「町県民税(普徴)」と「固定資産税」は納付回数が4回になり、納付月が変わります。
- 「固定資産税」の第1期の納付月が4月に変わり、これまでより2か月早くなります。
【注意】令和7年度の第10期(3月)の1か月後です。ご注意ください。
- 「軽自動車税」の納付月が5月に変わります。
- 「町県民税(普徴)」の第1期の納付月は6月で、これまでと変わりません。
- 「国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料」の納付回数と納付月は、これまでと変わりません。
- 給与特別徴収と年金特別徴収の人は、変更ありません。

② 納税通知書の発送時期が変わります

令和7年度まで

変更前		発送時期	
		固定資産税	軽自動車税
	固定資産税	6月上旬	
	軽自動車税	4月上旬	

令和8年度から

変更後		発送時期	
		固定資産税	軽自動車税
	固定資産税	4月上旬	
	軽自動車税	5月上旬	

Point



- 「固定資産税」の納税通知書は、4月上旬に発送します。
- 「軽自動車税」の納税通知書は、5月上旬に発送します。
- 「町県民税(普徴)・国民健康保険税・介護保険料」の納税(納入)通知書は、6月上旬に発送し、「後期高齢者医療保険料」の納入通知書は、7月上旬に発送します。
※これまでと変わりません。

③ 各月に支払う税金の額が変わります

■例えば、町県民税が年税額40,000円、固定資産税が年税額80,000円の場合

令和7年度まで

変更前		月別												年税額
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	町県民税(普徴)			1期 4,000	2期 4,000	3期 4,000	4期 4,000	5期 4,000	6期 4,000	7期 4,000	8期 4,000	9期 4,000	10期 4,000	40,000
	固定資産税			1期 8,000	2期 8,000	3期 8,000	4期 8,000	5期 8,000	6期 8,000	7期 8,000	8期 8,000	9期 8,000	10期 8,000	80,000



令和8年度から

変更後		月別												年税額
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	町県民税(普徴)			1期 10,000		2期 10,000		3期 10,000				4期 10,000		40,000
	固定資産税	1期 20,000			2期 20,000					3期 20,000		4期 20,000		80,000

Point



- 「町県民税(普徴)」と「固定資産税」については、納付回数が10回から4回に変わるため、1回に納める金額が大きくなります。
※口座振替で納付する人は、前日までに引落口座の残高確認をお願いします。
- 口座振替で「一括」を登録している人は、年税額を第1期の納付期限に口座から引き落とします。
- 現在、口座振替で納付されている人は、改めて手続きをする必要はありません。
- 「固定資産税」は、年税額が3,900円以下の場合は、第1期に全額納付となります。

問 税務課 収納対策室 ☎22-7502